

令和 7 年 6 月 4 日招集

令和 7 年

第 3 回若桜町議会定例会会議録

(令和 7 年 6 月 4 日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事 務 局 長		上 川 恭 子	
書 記		秋 田 恵理香	
提 出 議 案 の 項 目			
件数	件 名	議 案 名	議決結果
1	議案第 4 5 号 (専決第 1 号)	専決処分の承認について 令和 6 年度若桜町一般会計補正予算（第 9 号）	原案承認
2	議案第 4 6 号 (専決第 2 号)	専決処分の承認について 若桜町税条例の一部改正について	原案承認
3	議案第 4 7 号 (専決第 3 号)	専決処分の承認について 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案承認
4	議案第 4 8 号	令和 7 年度若桜町一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
5	議案第 4 9 号	令和 7 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
6	議案第 5 0 号	令和 7 年度若桜町下水道事業会計補正予算(第 1 号)	原案可決
7	議案第 5 1 号	財産の取得について	原案可決
8	議案第 5 2 号	財産の取得について	原案可決

令和7年第3回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和7年6月4日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番		10番	山 根 政 彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	川 上 守
	3番	梶 原 明	8番	中 尾 理 明
	4番	山 本 安 雄	9番	小 林 誠
	5番			
欠席議員	10番	山 根 政 彦		
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	中島 毅彦
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

令和7年 第3回若桜町議会定例会

会議の顛末 本会議（6月4日）

副議長（小林誠）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達していますので、令和7年第3回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、副議長において中尾理明議員、谷口貴議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月6日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月6日までの3日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、5月20日までに受理した請願等はお手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。会議規則第92号第1項の規定により、総務産業教育民生委員会に付託しましたので報告します。

続いて町長からの行政報告事項は、報告第

1号 令和6年度若桜町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和6年度若桜町索道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和6年度若桜町下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号 令和6年度一般財団法人若桜町観光開発事業団事業報告について、報告第5号 令和6年度有限会社若桜農林振興事業報告及び令和7年度有限会社若桜農林振興事業計画について、でお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第4

議案第45号 専決処分の承認について、専決第1号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第9号）、議案第46号 専決処分の承認について、専決第2号 若桜町税条例の一部改正について、議案第47号 専決処分の承認について、専決第3号、若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

皆さん、おはようございます。町内の田植えもほぼ終わり、本格的な農業シーズンを迎えています。気象庁の今月から3か月間の長期予報によれば、西日本の日本海側では気温は平年より高い見込み、降水量は平年並みか多い見込みとなっています。今年も夏の酷暑への備えとともに、これから出水期を迎え、豪雨対策についても関係機関と連携を密にして、万全を期してまいりたいと思います。

さて、アメリカのトランプ政権の高関税政策により世界経済は混乱に陥り、経済成長も下振れリスクが高まっており、日本においても経済を牽引する自動車等の輸出産業をはじめ失速が懸念されています。アメリカとの交渉にあたる赤沢亮正経済再生担当大臣には、性急な合意により日本の国益を損なうことなく、「ゆっくり急いで」最適解に導いていただ

くよう期待をしています。

一方で、国内の物価高騰は収束せず、米価の高騰がその大きな要因となっています。適正な価格で生産農家の所得を確保することは歓迎しますが、異常な高値で消費者のコメ離れを引き起こしては元も子もありません。担当大臣が交代しましたが、備蓄米の放出が確実に米価の鎮静化につながるよう、機動的かつ効果的に取り組んでいただくことを期待します。

さて、本日ここに令和7年第3回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和7年度一般会計補正予算及び諸議案の審議をいただきますことに、感謝を申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。議案第45号、議案第46号及び議案第47号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに議案第45号 専決第1号の令和6年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,266万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、45億6,025万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金1,266万9千円を、歳出では、降雪量が多く除雪費用が不足したため、道路維持費に1,266万9千円をそれぞれ追加いたしました。

続きまして、議案第46号 専決第2号の若桜町税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでござ

います。

次に、議案第47号 専決第3号の若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第48号 令和7年度若桜町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第48号 令和7年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,432万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億6,132万3千円とするものでございます。また、第2条の地方債の変更は、第2表「地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、新しい地方経済・生活環境創生交付金556万6千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金85万8千円をそれぞれ増額しております。また、社会資本整備総合交付金350万5千円を配分実績に伴い減額しております。

県支出金では、鳥取県犯罪から県民を守る

防犯機器購入補助金 15 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 25 万 4 千円等を追加するなど、その他の補正と合わせまして、104 万 1 千円を追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金として 3,300 万円を、諸収入では、ゆはら温泉屋根雪害に係る建物災害共済金 6 万 3 千円をそれぞれ追加しております。

町債では、過疎対策事業債 3,420 万円、緊急防災・減災事業債 310 万円をそれぞれ追加しておりますし、一般補助施設整備等事業債 1,000 万円を減額しております。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。人事異動等に伴う職員人件費及び会計年度任用職員報酬等の費用を各該当科目におきまして調整しており、総額 1,719 万 4 千円を追加しております。

総務費では、八頭消防署若桜出張所改築工事に伴う追加工事費用として庁舎等財産管理に 300 万円、観光まちづくりビジョンを策定するための費用としてまちづくり推進事業に 1,437 万 2 千円、防犯カメラ等の設置支援費用として防犯対策事業に 15 万円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額 1,850 万 8 千円を追加しております。

民生費では、マイクロバスの管理費用として高齢者専用自動車管理事業に 33 万 8 千円、障害者自立支援給付審査支払等システム改修の追加費用として 32 万円、ゆはら温泉源泉槽及び配管清掃等の管理費用としてゆはら温泉運営事業に 47 万 2 千円、生活保護システム改修費用として生活保護総務費に 171 万 6 千円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額 526 万 5 千円を追加しております。

衛生費では、職員派遣等の費用として健康増進事業に 21 万 7 千円、職員人件費と合わせて 519 万円を追加しております。

農林水産業費では、耕作放棄地再生に伴う費用として農地中間管理事業に 99 万 3 千円、農業総務費及び林業総務費職員人件費とを合

わせまして 134 万円をそれぞれ追加しております。また、農業委員会費及び林道事業費におきまして財源更生を行っております。

商工費では、職員人件費及び氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業を合わせまして 362 万 2 千円を追加しております。

土木費では、除雪車及び融雪装置の修繕費用として道路維持費に 2,031 万 7 千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額 2,104 万 5 千円を追加しております。また、道路新設改良費におきまして、財源更生を行っております。

消防費では、消火栓改修費用として簡易水道事業特別会計繰出金に 240 万円、Jアラート受信機改修費用として災害対策事業に 317 万 7 千円をそれぞれ追加しております。

教育費では、教育委員会所管施設の修繕に係る費用を追加しており、学園管理費では手洗・足洗場修繕費用 58 万 1 千円、公民館管理費では外壁補修費用 14 万 7 千円、八幡広場管理では芝刈機修繕費用 10 万 4 千円などをそれぞれ追加しており、その他の補正と合わせて総額 439 万 3 千円を追加しております。

なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、57 万 7 千円を減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 6

議案第 49 号 令和 7 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 50 号 令和 7 年度若桜町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第49号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計補正予算について、であります。収益的収入及び支出につきましては、第2条記載のとおり営業費用に経営戦略策定事業70万4千円、水質検査委託料147万6千円をそれぞれ追加し、収入支出総額の調整を行うため予備費を減額しております。

また、資本的収入及び支出につきましては、第3条記載のとおり一般会計からの出資金として、建設改良費に消火栓改良に伴う費用として、240万円をそれぞれ追加しております。

続きまして、議案第50号 令和7年度若桜町下水道事業会計補正予算について、であります。収益的収入及び支出につきましては、第2条記載のとおり営業費用に経営戦略策定事業等に79万7千円を追加し、収入支出総額の調整を行うため予備費を減額しております。

また、資本的収入及び支出につきましては、第3条記載のとおり国庫補助金の内示に伴い企業債へ財源更生を行うもので、資本的収入60万3千円を減額しております。

なお、企業債の限度額は第4条のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第51号 財産の取得について、議案第

52号 財産の取得について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第51号及び議案第52号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

議案第51号の内容は、1. 財産の内容、TAJIMA NAO2-6J 1台。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の相手方、静岡県袋井市宇刈二ノ谷3-4、株式会社タジマモーターコーポレーション、代表取締役社長、浅井秋彦。4. 取得金額 金9,730,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。5. 取得の目的、持続可能な地域公共交通網の形成を目指し、地域住民の日常生活における交通を担う新たな移動手段や二次交通として導入・活用する。

続きまして議案第52号の内容は、1. 財産の内容、①スーパースチーム1台、②食器洗浄機1台、③ガスブースター1台、④冷凍冷蔵庫1台、⑤内蔵オープンショーケース2台、⑥インバーター内蔵オープンショーケース1台。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の相手方、鳥取県八頭郡八頭町船岡214番地4、株式会社オーエムジェイ、代表取締役、表陽子。4. 取得金額 金7,095,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。5. 取得の目的、厨房機器を更新し、食品及び物販品等の安全かつ衛生的な管理に努める。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前１０時２２分　散　会